

Q. 許可証は更新中なら期限切れでも大丈夫？

**A. 許可の更新申請が受理されていれば
許可証の期限が切れていても大丈夫です。**

■廃棄物処理法第十四条(抜粋)と自治体の申請受領印一例

- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。



※更新申請書の書式や印の形、文言、捺印場所などは自治体などにより異なります。

◇更新申請から許可証交付までは一般的に約2ヶ月かかります。

産業廃棄物の委託契約等に添付されている処理業者の許可証には有効期限があり、処理業者は期限までに行政へ更新申請を行います。一般的に、許可証の更新申請から交付までに約2ヶ月かかります。そのため、有効期限間近に更新申請を行うと、審査期間中に許可期限が切れてしまう場合があります。

廃棄物処理法第十四条では、上記抜粋の通り、更新の審査中に期限が切れた場合はもとの許可の効力が有効となるので、期限が切れていても更新審査中であれば処理の委託を行うことができます。

更新申請書を行政に提出した際、上図のような受理印が表紙に押されます。許可証が更新されるまでは、この受理印が押された申請書が許可証の代わりとなります。申請書の表紙の写しを取り寄せ、受理印の有無と受理された日付が申請前の許可証の有効期限内であることを確認しましょう。

今回のポイント

更新申請が受理されているかを確認することが大切！！